

豊川市監査公表第24号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年4月21日

豊川市監査委員

同

同

井田哲明

鈴木篤男

星川博文



豐
監
查
員

2



【別紙】



財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知書

(御油の松並木資料館運営委員会)

『御油の松並木資料館運営委員会 財政援助団体等監査』

監査実施期間 令和7年 9月3日から

令和7年11月6日まで

豊川市監査公表第10号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 パート職員の任用通知書について、労働基準法施行規則第5条第4項の規定にしたがい書面等で交付するよう改善されたい。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 令和8年4月1日付の通知からは、労働基準法施行規則第5条第4項の規定にしたがい労働条件通知書を作成し、書面で交付するよう改善しました。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和8年4月20日現在のものである。

